

資料提供	
令和5年5月23日	
担当課 (担当者)	環境立県推進課 (岩本、加藤)
電話番号	0857-26-7409

区分1  
情報提供

PM2.5情報【午前7時現在】

本日の鳥取県内の微小粒子状物質（PM2.5）の濃度は、環境基準値（人の健康の適切な保護を図るために維持されることが望ましい水準：1日平均値35マイクログラム／立方メートル）を超過することが予想されます。

各市町村及び関係機関においては、関係者への注意喚起等をお願いします。

最新情報はホームページから確認できます。 <http://tottori-taiki.users.tori-info.co.jp/taiki/pc/top/>

記

1 対象

令和5年5月23日（火）

2 対象期間

1日間（本日のみ）

3 対象範囲

県内全域

4 注意喚起の基準

午前5時から7時までの1時間値の平均値の県内最大値から予想した当日の日平均値が、1日の環境基準を超過すると予想される場合。

表) 注意喚起基準

(単位：μg/m3)

区分	内容	判断基準 (5時から7時までの1時間値 の平均値の県内最大値)	本日の測定値 (5時から7時までの1時間値 の平均値の県内最大値)
1 情報提供	環境基準超過を予想 ※1	32超	38.7 (米子局)
2 注意情報	国暫定指針値に近い値を予想	70超	—
3 警戒情報	国暫定指針値超過を予想 ※2	85超	—

※1 環境基準（日平均値35μg/m3）：人の健康の適切な保護を図るために維持されることが望ましい水準

※2 国暫定指針値（日平均値70μg/m3）：健康影響が出現する可能性が高くなると予測される暫定的な水準

(参考) 県内測定局の測定値（#：最大）：鳥取**27.7**、倉吉**休止中**、米子**38.7#**、境港**34.7**

※倉吉局は工事のため休止中。

(行動の目安)

呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等の高感受性者は健康への影響が見られる場合もあるため、マスクやうがい、不要不急の外出を控える等の予防措置をとるとともに体調の変化に注意する。